

新成人の皆さんへ

昭和六十年一月十五日、第

三十一回成人式を開催します。

該当者は昭和三十九年四月二

日から昭和四十年四月一日ま

でに出生した市民で、十一月

一日現在の住民票をもとに名

簿を作成します。

ご案内のハガキは、十二月

一日付けで発送します。十一

月一日以後に住民登録された

方、また、住民票を勤務の関

係、勉学の関係等で市外へ移

しておられる方で、当日の式

に参列を希望される方は、教

育委員会社会教育課（☎三二一

一一一内線二五九）へご連絡下

ささい。

なお、当日の詳しい内容は

次号の広報でお知らせします。

購入される方へ

住宅用地を

市民の皆さんが住宅を建築するための土地を買う場合は現地をよく見て購入するようにして下さい。

市では、快適で安全な住みよい環境のもとに生活ができるよう、宅地開発等の指導を

利子補給制度の活用を

市では、小規模企業の方が設備の近代化を行うために、金融機関から融資を受けた場合、その利子に補給金を交付す

事業主体 山梨県都留土地改
良事務所 ☎三一一五一一

区域 田原取入口（古川渡
（家中川水系全域）
期間 十一月一日～六十年
三月二十日

家中川の断水及び減水についてお知らせ

家中川（谷村用水）は、沈砂池設置工事に伴い、断水及び減水となります。火災の発生しやすい時期と重なりますので、火の元には十分注意して下さい。

なお、手帳の交付を受ける時に診断書を書いてもらう医師は、法律により身体障害者指定医となっています。この指定医となっていることを確かめてから診断書を書いてもらってきて下さい。

新たに加えられた障害区分はつぎのとおりです。
・乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
・上肢機能（一級の例、不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能な

行っていますが、中には、不適正な造成を行い分譲するケースもあります。
土地を購入して住宅を建てることは、並大抵ではありません。努力の結晶としての大切な財産の購入は慎重にして下さい。

行っています。
ご活用下さい。
※詳しくは、商工課（☎三二一
一一一内線二五九）へ。

身体障害者福祉法の一部改正について

十月一日に身体障害者福祉法の一部が改正されました。

この改正にともない、これまでの障害に新たにつけ加えられた障害程度、更に障害の箇所がより具体的になつた例もあります。

今後身体障害者手帳の交付を申請する時には、

担当の医師に障害の箇所等をよく確めて、福祉事務所において下さい。

なお、手帳の交付を受ける時に診断書を書いてもらう医

師は、法律により身体障害者指定医となっています。この指定医となっていることを確かめてから診断書を書いてもらってきて下さい。

「税を知る週間」の行事のご案内

国税庁では、毎年十一月一日から十七日までを「税を知る週間」と定め、私たちの

大月税務署や税理士会などでは、この「税を知る週間」を一人でも多くの方々に知っていただくために、今年も多彩な行事を催します。是非お出掛け下さい。

大月税務署 ☎五五四二二三一五一

11月11日
～17日

税金は社会共通の費用をまかなう会費です。

日 時	場 所	行 事 内 容
11月14日(水) 10時～4時(水)	大月市民会館 富士吉田市	書写コンクール作品の展示 「税を知る週間の集い」税金クイズ、相続税についての講演など
11月13日(火) 9時～5時30分	大月税務署	税の無料相談